

官報

号外

平成九年十一月十一日

○第四百一十一回 衆議院會議録 第十号

平成九年十一月十一日(火曜日)

議事日程 第五号

平成九年十一月十一日

午後零時三十分開議

第一 内国税の適正な課税の確保を図るための
国外送金等に係る調査の提出等に関する
法律案(内閣提出)

第二 租税特別措置法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

第三 商法及び株式会社の監査等に関する商法
の特例に関する法律の一部を改正する法
律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 内国税の適正な課税の確保を図るた
めの国外送金等に係る調査の提出等に関する
法律案(内閣提出)

日程第二 租税特別措置法の一部を改正する法
律案(内閣提出)

日程第三 商法及び株式会社の監査等に関する
商法の特例に関する法律の一部を改正する法
律案(内閣提出)

午後零時三十三分開議

○議長(伊藤宗一郎君) これより会議を開きま
す。

日程第一 内国税の適正な課税の確保を図る
ための国外送金等に係る調査の提出等に関
する法律案(内閣提出)

日程第二 租税特別措置法の一部を改正する
法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、内国税の適正
な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査
の提出等に関する法律案、日程第二、租税特別措
置法の一部を改正する法律案、右両案を一括して
議題といたします。

委員長(報告)を求めます。大蔵委員長村上誠一
郎君。

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送
金等に係る調査の提出等に関する法律案及び
同報告書

租税特別措置法の一部を改正する法律案及び同
報告書

(本号末尾に掲載)

(村上誠一郎君登壇)

○村上誠一郎君 ただいま議題となりました両案
につきまして、大蔵委員会における審査の経過及
び結果を御報告申し上げます。

初めに、内国税の適正な課税の確保を図るた
めの国外送金等に係る調査の提出等に関する法律案
について申し上げます。

本案は、所得税、法人税、相続税その他の内国
税の適正な課税の確保を図ることを目的として、
対外取引及び国外にある資産の国税当局による把
握に資するため、一定の国外送金等について、そ
の調査の提出等に関する制度を整備するものであ
ります。

第一に、銀行等の金融機関または郵政官署は、
一定金額を超えるその顧客の国外送金及び国外か
らの送金等の受領について、一定の事項を記載し
た調査を税務署長に提出することとしておりま
す。

第二に、国外送金等をする者は、一定の場合を
除き、その氏名または名称、住所等を記載した告
知書を金融機関の営業所または郵便局の長に提
出し、当該提出を受ける長は、その者の氏名また
は名称及び住所を公的書類等により確認すること
としております。

第三に、当該調査の提出に関する調査に係る税
務職員(質問検査権、当該調査の提出義務違反等
についての罰則等所要の規定を設けることとして
おります。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案
について申し上げます。

本案は、非居住者または外国法人が民間国外債
等の利子を受け取る場合の非課税制度に関し、一

定の手続がとられた場合にはその利子について所
得税を課さないこととする等所要の措置を講ずる
ものであります。

第一に、非居住者または外国法人が利子を受け
取る場合において、その者の氏名、住所等を記載
した申告書が提出されたとき、または、非居住者
または外国法人から債券の保管の委託を受けてい
る金融機関からの情報に基づき作成された確認書
が提出されたときは、その利子について非課税と
し、利子支払い者による源泉徴収を免除すること
としております。

第二に、利子受領者に関する情報の開示をする
ことができない指定国で発行された民間国外債等
の利子についても非課税とする特例を設けること
としております。

これらの措置につきましては、平成十年四月一
日から平成十二年三月三十一日までの間に発行さ
れた民間国外債等について適用することとしてお
ります。

両案は、去る五日、三塚大蔵大臣から提案理由
の説明を聴取した後、質疑を行い、去る七日質疑
を終局いたしました。次いで、両案につきまして
順次採決をいたしましたところ、いずれも全会一
致をもって原案のとおり可決すべきものと決しま
した。

なお、両案に対し附帯決議が付されましたこと
を申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 両案を一括して採決いた
します。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第三、商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長報告を求めます。法務委員長笹川堯君。

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

〔笹川堯君登壇〕

○笹川堯君 ただいま議題となりました法律案について、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近の社会経済情勢及び株式会社の運営の実態にかんがみ、いわゆる総会屋の根絶を図るとともに株式会社の運営の健全性を確保するため、商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、

まず、商法については、

第一に、株主の権利の行使に関して、利益を供与する罪及びこれを受ける罪の法定刑を引き上げるとともに、利益供与を要求する罪と威迫を用いて利益供与を要求したりこれを受ける罪を新設し、また、利益供与を要求したりこれを受けたたりした者に対しては懲役刑と罰金刑の併科を可能とすること、

第二に、会社荒らし等に関する贈収賄罪、取締役等の特別背任罪及び取締役等の汚職の罪の法定刑を引き上げること、

第三に、そのほかの罪の罰金刑の上限を引き上げること

とするものであります。

次に、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律については、会計監査人の汚職の罪の法定刑を引き上げることとするものであります。

本案は、十月二十一日に内閣から提出され、同月二十八日の本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、同日本委員会に付託されました。

本委員会においては、十月二十九日下稲葉法務大臣から提案理由の説明を聴取した後、十一月五日から質疑に入り、去る七日には参考人から意見を聴取する等慎重に審査を行い、同日質疑を終了し、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(伊藤宗一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後零時四十三分散会

出席閣僚大臣

法務大臣 下稲葉耕吉君
大蔵大臣 三塚 博君

○議長報告

(通知書受領)

一、去る七日、黒澤参議院事務総長から谷事務総長あて、参議院は裁判官訴訟委員久保巨君の辞任を許可し、その補欠として次の者を選挙した旨の通知書を受領した。

角田 義一君

(政府委員承認)

一、昨十日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣申し出の次の者を、第百四十一回国会政府委員に任命することを承認した。

内閣官房内閣外政審議
室長事務代理
兼内閣総理大臣官房外
政審議室長事務代理
門司健次郎

(政府委員任命)

一、昨十日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、十日議長において承認した門司健次郎を、同日第百四十一回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員解任)

一、昨十日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、同日(内閣官房内閣外政審議室長兼内閣総理大臣官房外政審議室長)平林博の第百四十一回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

(常任委員解任及び補欠選任)

一、去る六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

石井 啓一君 佐藤 茂樹君
中野 寛成君 島 聡君
寺前 巖君 平賀 高成君
佐藤 茂樹君 石井 啓一君
島 聡君 中野 寛成君
寺前 巖君

建設委員

辞任

補欠

井奥 貞雄君 実川 幸夫君
市川 雄一君 河合 正智君
実川 幸夫君 井奥 貞雄君
河合 正智君 市川 雄一君

科学技術委員

辞任

補欠

近藤 昭一君 中桐 伸五君
羽田 孜君 堀込 征雄君
中桐 伸五君 近藤 昭一君

堀込 征雄君 羽田 孜君

一、去る七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

補欠

奥野 誠亮君

浜田 靖一君

河村 建夫君

石原 伸晃君

古賀 誠君

吉田六左門君

加藤 六月君

若松 謙雄君

枝野 幸男君

末松 義規君

佐々木秀典君

田中 甲君

石原 伸晃君

河村 建夫君

浜田 靖一君

奥野 誠亮君

吉田六左門君

古賀 誠君

若松 謙雄君

加藤 六月君

末松 義規君

枝野 幸男君

田中 甲君

佐々木秀典君

外務委員

辞任

補欠

安倍 晋三君

新藤 義孝君

大蔵委員

辞任

補欠

河井 克行君

山口 泰明君

山中 貞則君

下地 幹郎君

榊原 恒夫君

河上 軍雄君

並木 正芳君

西川 知雄君

日野 市朗君

仙谷 由人君

下地 幹郎君

宮路 和明君

西川 知雄君

並木 正芳君

宮路 和明君

山中 貞則君

山口 泰明君

河井 克行君

河上 軍雄君

榊原 恒夫君

仙谷 由人君

日野 市朗君

厚生委員

辞任

補欠

江渡 聰徳君

砂田 圭佑君

田村 憲久君

下地 幹郎君

坂口 力君

漆原 良夫君

吉田 幸弘君

達増 拓也君

中川 智子君

濱田 健一君

下地 幹郎君

田村 憲久君

砂田 圭佑君

江渡 聰徳君

漆原 良夫君

坂口 力君

達増 拓也君

吉田 幸弘君

濱田 健一君

中川 智子君

環境委員

辞任

補欠

土井たか子君

北沢 清功君

北沢 清功君

土井たか子君

(常任委員退職)

一、去る六日、決算委員正森成二君は退職された。

(議案受領)

一、去る七日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

平成十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案

(議案付託)

一、去る六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第五号)

銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律案(内閣提出第六号)

罰則の整備のための金融関係法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)

以上三件 大蔵委員会 付託

一、去る七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

言語聴覚士法案(内閣提出第八号)

厚生委員会 付託

(議案送付)

一、去る六日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

財政構造改革の推進に関する特別措置法案

漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の一部変更について承認を求めるの件

中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案

許可等の有効期間の延長に関する法律案

(調査要求承認)

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る六日いずれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、建設行政の基本施策に関する事項

二、都市計画に関する事項

三、河川に関する事項

四、道路に関する事項

五、住宅に関する事項

六、建築に関する事項

七、国土行政の基本施策に関する事項

二、調査の目的

建設行政及び国土行政の実情を調査し、その運営を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成九年十一月六日

建設委員長 二階 俊博

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、科学技術振興の基本施策に関する事項

二、原子力の開発利用とその安全確保に関する事項

三、宇宙開発に関する事項

四、海洋開発に関する事項

五、生命科学に関する事項

六、新エネルギーの研究開発に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成九年十一月六日

科学技術委員長 小池百合子

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

一、厚生委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る七日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査事項

一、厚生関係の基本施策に関する事項

二、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する事項

二、調査の目的

右両事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成九年十一月七日

厚生委員長 金子 一義

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律案
右
国会に提出する。

平成九年九月二十九日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律
(目的)
第一条 この法律は、納税義務者の外国為替その

他の対外取引及び国外にある資産の国税当局による把握に資するため、国外送金等に係る調査の提出等に関する制度を整備し、もって所得税、法人税、相続税その他の内国税の適正な課税の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 国内 この法律の施行地をいう。

二 国外 この法律の施行地外の地域をいう。

三 金融機関 銀行その他の政令で定める金融機関をいう。

四 国外送金 金融機関又は郵政官署が行う為替取引によってされる国内から国外へ向けた支払(輸入貨物に係る荷為替手形その他の大蔵省令で定める書類に基づく取立てによるものを除く。)をいう。

五 国外からの送金等の受領 金融機関若しくは郵政官署が行う為替取引によってされる国外から国内へ向けた支払の受領(輸出貨物に係る荷為替手形その他の大蔵省令で定める書類に基づく取立てによるものを除く。)又は金融機関が行う小切手、為替手形その他これらに準ずるもの(国外において支払がされるものに限る。)の買取りに係る対価の受領(輸出貨物に係る荷為替手形その他の大蔵省令で定める書類の買取りに係るものを除く。)をいう。

六 郵便局等 郵便局及び貯金事務センターをいう。
七 本人口座 金融機関の営業所若しくは事務所(国内にあるものに限る。以下「営業所等」という。)

という。又は郵便局等に本人の名義で開設されている預金又は貯金の口座(これらの口座に類する口座として大蔵省令で定める口座を含む。)で、当該金融機関の営業所等の長又は郵便局等の長が、政令で定めるところによりその本人の氏名又は名称及び住所(国内に住所を有しない者にあつては、大蔵省令で定める場所を確認しているものをいう。)

(国外送金等をする者の告知書の提出等)

第三条 国外送金又は国外からの送金等の受領をする者(法人税法昭和四十年法律第三十四号別表第一に掲げる法人、銀行、証券業者その他の政令で定めるもの(次条第一項において「公共法人等」という。)を除く。)は、その国外送金又は国外からの送金等の受領(以下「国外送金等」という。)がそれぞれ特定送金又は特定受領に該当する場合を除き、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項を記載した告知書を、その国外送金等をする際、その国外送金等に係る為替取引若しくは買取り(前条第五号に規定する買取りをいう。以下この項において同じ。)に係る金融機関の営業所等(以下この条において「国外送金等に係る金融機関の営業所等」という。)又はその国外送金等に係る為替取引に係る郵便局等の長に対し(当該国外送金等に係る為替取引又は買取りが当該国外送金等に係る金融機関の営業所等以外の金融機関の営業所等の長による取次ぎその他の政令で定める行為に基づいて行われる場合には、当該行為をする金融機関の営業所等の長(以下「取次ぎ等」に係る金融機関の営業所等の長」という。)を経由して、当該国外送金等に係る金融機関の営業所等

の長に対し)提出しなければならない。この場合において、当該告知書の提出をする者は、当該告知書の提出をする金融機関の営業所又は郵便局等の長(取次ぎ等に係る金融機関の営業所等の長を経由して当該告知書の提出をする場合には、当該取次ぎ等に係る金融機関の営業所等の長。以下この項において同じ。)にその者の住民票の写し、法人の登記簿の抄本その他の政令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該告知書の提出を受ける金融機関の営業所等又は郵便局等の長は、当該告知書に記載されている氏名又は名称及び住所(国内に住所を有しない者にあつては、大蔵省令で定める場所。以下この項及び次条第一項において同じ。)を当該書類により確認しなければならないものとする。

一 国外送金をする場合 その者の氏名又は名称及び住所、当該国外送金の原因となる取引又は行為の内容(次条第一項第一号において「送金原因」という。)その他の大蔵省令で定める事項

二 国外からの送金等の受領をする場合 その者の氏名又は名称及び住所その他の大蔵省令で定める事項

2 前項に規定する特定送金とは第一号に掲げる国外送金をいい、同項に規定する特定受領とは第二号に掲げる国外からの送金等の受領をいう。

一 その国外送金をする者の本人口座からの振替によりされる国外送金その他これに準ずる国外送金として政令で定めるもの
二 その国外からの送金等の受領をする者の本

人口座においてされる国外からの送金等の受領その他これに準ずる国外からの送金等の受領として政令で定めるもの

3 第一項前段の場合において、同項の告知書が取次ぎ等に係る金融機関の営業所等の長に受理されたときは、当該告知書は、その受理された時に国外送金等に係る金融機関の営業所等の長に提出されたものとみなす。

4 前項に定めるもののほか、第一項の告知書の提出の特例その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(国外送金等調査書の提出)

第四条 金融機関又は郵政官署は、その顧客(公共法人等を除く。以下この項において同じ。)が当該金融機関の営業所等又は郵便局等を通じてする国外送金等(その金額が政令で定める金額以下のものを除く。)に係る為替取引を行ったときは、その国外送金等ごとに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項を記載した調査書(以下「国外送金等調査書」という。)を、その為替取引を行った日として大蔵省令で定める日の属する月の翌末日までに、当該為替取引に係る金融機関の営業所等又は郵便局等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 国外送金の場合 その国外送金をした顧客の氏名又は名称、当該顧客の住所、その国外送金をした金額、その国外送金に係る前条第一項の告知書に記載されている送金原因その他の大蔵省令で定める事項

二 国外からの送金等の受領の場合 その国外からの送金等の受領をした顧客の氏名又は名

称、当該顧客の住所(国外からの送金等の受領がその者の本人口座においてされた場合には、住所又は当該本人口座が開設されている金融機関の営業所等若しくは郵便局等の名称及び所在地並びに当該本人口座の種類及び番号)、その国外からの送金等の受領をした金額その他の大蔵省令で定める事項

2 金融機関又は郵政官署は、政令で定めるところにより税務署長の承認を受けた場合には、前項の規定により調査に記載すべきものとされる事項を記録した磁気テープその他の大蔵省令で定める記録用の媒体(以下この項において「磁気テープ等」という。)の提出をもって前項の規定による調査書の提出に代えることができる。この場合において、当該磁気テープ等については、これを国外送金等調査書とみなして、この法律の規定を適用する。

3 前項に定めるもののほか、国外送金等調査書の提出の特例その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(当該職員の問題検査権)

第五条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、国外送金等調査書の提出に関する調査について必要があるときは、当該国外送金等調査書を提出する義務がある者(当該国外送金等調査書に係る取次ぎ等に係る金融機関の営業所等の長を含む。)に質問し、又はその者の国外送金等に係る為替取引に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

2 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前項の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(経過措置)

第六条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第七条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項の告知書を国外送金等の際に金融機関の営業所等若しくは郵便局等の長に提出せず、又は当該告知書に偽りの記載をして金融機関の営業所等若しくは郵便局等の長に提出したとき。

二 国外送金等調査書その提出期限までに税務署長に提出せず、又は国外送金等調査書に偽りの記載若しくは記録をして税務署長に提出したとき。

三 第五条第一項の規定による当該職員の問題に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

四 第五条第一項の規定による検査に関し偽りの記載をした帳簿書類を提示したとき。

第八条 国外送金等調査書の提出に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者が、その事務に關して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、これを二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

第二条 第四条の規定は、平成十年四月一日以後にされる国外送金等について適用する。

理由

納税義務者の外国為替その他の対外取引及び国外にある資産の国税当局による把握に資するため、国外送金等に係る調査書の提出等に関する制度を整備し、もって所得税、法人税、相続税その他の内国税の適正な課税の確保を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

が、その事務に關して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、これを二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第九条 法人(人格のない社団等)法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等をいう。以下この条において同じ。をを含む。以下この項において同じ。の代表者(人格のない社団等の管理人を含む。又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して第七条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

2 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に關する法律の規定を準用する。

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、納税義務者の外国為替その他の対外取引及び国外にある資産の国税当局による把握に資するため、国外送金等に係る調査の提出等に関する制度を整備し、もって所得税、法人税、相続税その他の内国税の適正な課税の確保を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 国外送金等調査の提出

(一) 金融機関又は郵政官署は、その顧客(公共法人、銀行、証券業者等を除く。以下同じ)が当該金融機関の営業所又は郵便局を通じてする国外送金及び国外からの送金等の受領(輸出入貨物に係る荷為替手形に基づく取立て等によるものを除く。以下「国外送金等」という。)に係る為替取引を行ったときは、その国外送金等ごとに次に定める事項を記載した調査書(「国外送金等調査書」という。)を翌月末日までに、税務当局に提出しなければならないこととする。

ただし、一定金額以下の国外送金等については、調査書の提出を要しないこととする。

(1) 国外送金の場合 その国外送金をした顧客の氏名・名称及び住所、送金額、左記2の告知書に記載されている送金原因等

(2) 国外からの送金等の受領の場合 その国外からの送金等の受領をした顧客の氏

名・名称及び住所、送金額等

(二) 金融機関又は郵政官署は、税務署長の承認を受けた場合には、磁気テープの提出をもって右記調査書の提出に代えることができることとする。

2 告知書の提出及び本人確認

(一) 国外送金等をする顧客は、左記(二)に該当する場合を除き、次の(1)、(2)に掲げる事項を記載した告知書を、その国外送金等をする際、金融機関の営業所の長又は郵便局の長に提出しなければならないこととする。ともに、当該金融機関の営業所の長又は郵便局の長は、住民票の写し、法人の登記簿の抄本等により本人確認をしなければならないこととする。

(1) 国外送金の場合 氏名・名称、住所、送金原因

(2) 国外からの送金等の受領の場合 氏名・名称、住所

(二) 本人口座を通じて行われる国外送金等については、右記(一)の告知書の提出を要しないこととする。

3 国外送金等調査の提出に関する調査に係る質問検査権について規定するとともに、告知書の提出義務、国外送金等調査の提出義務、税務職員の手続義務に対する違反行為についての罰則を規定することとする。

4 この法律は、平成十年四月一日から施行することとする。

二 議案の可決理由

本案は、納税義務者の外国為替その他の対外取引及び国外にある資産の国税当局による把握

に資するため、国外送金等に係る調査の提出等

に関する制度を整備し、もって所得税、法人税、相続税その他の内国税の適正な課税の確保を図ろうとするもので、時宜に資するものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成九年十一月七日

大蔵委員長 村上誠一郎

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(別紙)

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 国外送金等調査の提出制度及び民間国外債の非課税措置に係る本人確認制度の運用に当たっては、外為法の改正による国境を越える資金移動の自由化の趣旨を踏まえつつ、適正・公平な課税が確保されるよう、適切な運用に努めること。

一 内外資金交流の一層の活発化、外為取引形態の多様化、外為業務の担い手の拡大・多様化等新たな事態の下で、今後、これらの二制度が適切に機能を果たしているかどうか注視し、税に対する国民の理解と信頼が損なわれることのないよう、必要に応じ制度の見直しも含め適切な対応に努めること。

一 二制度の運用に当たっては、金融関係者の事務負担や利用者の便宜にも十分配慮することと

に、費用対効果を考慮に入れつつ、制度が実効性のあるものとなるよう税務当局における執行体制の十分な整備等必要な措置を講じること。

一 税の捕捉という観点で、プライバシーの問題にも十分考慮しつつ、納税者番号制度についても今後検討すること。

一 諸外国税制担当等との広範かつ十分な意思疎通に努め、国際的な税制の整合性の観点に配慮し、税制に関する協調を強化すること。

租税特別措置法の一部を改正する法律案

国会に提出する。

平成九年九月二十九日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

租税特別措置法の一部を改正する法律

租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

(民間国外債等の利子の課税の特例)

第六条 内国法人は、平成十年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に発行された民間国外債(内国法人が国外において発行した債券で、その利子の支払が国外において行われるものをいう。第十一項において同じ。)のうち同項に規定する指定民間国外債以外のもの(以下この条において「一般民間国外債」という。)につき支払を受けるべき利子(第三条の三第二項又は第八項の規定の適用があるものを除く。)について所得税を納める義務があるものとし、その支払を受けるべき金額に対し百分の十五の税率を

適用して所得税を課する。

2 平成十年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に発行した一般民間国外債につき、居住者又は内国法人に対しその利子(第三條の三第三項又は第六項の規定の適用があるものを除く。)の支払をする者は、その支払の際、その支払をする金額に百分の十五の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月末日までに、これを国に納付しなければならぬ。

3 前項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二條第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国税通則法及び国税徴収法の規定を適用する。この場合において、第一項に規定する一般民間国外債につき支払を受けるべき利子の支払を受けるべき者が内国法人であるときは、当該内国法人に対する法人税法の規定の適用については、同法第六十八條第一項及び第百零一條第一項中「又は賞金」とあるのは「若しくは賞金又は租税特別措置法第六條第一項(民間国外債等の利子の課税の特例)に規定する一般民間国外債につき支払を受けるべき利子」と、「同法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」とする。

4 非居住者又は外国法人が、平成十年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に発行された一般民間国外債の利子の支払を受ける場合において、その支払を受けるべき利子につきこの項の規定の適用を受けようとする旨、その者の氏名又は名称及び国外にある住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地その他大蔵省令で定める事項を記載した申告書(以下こ

下この条において「非課税適用申告書」という。)を、その支払を受ける際、その利子の支払をする者(当該利子の支払が支払の取扱者で政令で定めるもの(以下この項、第七項及び第十一項において「支払の取扱者」という。)を通じて行われる場合には、当該支払の取扱者及び利子の支払をする者)を経由してその支払をする者の当該利子に係る所得税法第十七條の規定による納税地(同法第十八條第二項の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地)の所轄税務署長に提出したときは、その支払を受ける利子については、所得税を課さない。ただし、当該利子のうち、国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受けるものでその者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、この限りでない。

5 所得税法第二百一十二條の規定は、前項ただし書に規定する利子については、適用しない。

6 第四項の場合において、非課税適用申告書が同項に規定する税務署長に提出されたときは、同項に規定する利子の支払をする者においてその受理がされた時にその提出があつたものとみなす。

7 非居住者又は外国法人が、平成十年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に発行された一般民間国外債のうち特定民間国外債であつて支払の取扱者に政令で定めるところにより保管の委託をしているものにつきその利子の支払を受ける場合において、当該保管の委託を受けている支払の取扱者(以下この項において「保管支払取扱者」という。)で当該特定民間国外債の利子の受領の媒介、取次ぎ又は代理(以下こ

この項において「媒介等」という。)をするものが、その媒介等に基づきその利子の交付を受けるときまでに、その利子(第三條の三第三項又は第六項の規定の適用があるものを除く。以下この項において同じ。)の支払を受けるべき者につき次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項その他大蔵省令で定める事項(以下この項及び第十四項において「利子受領者情報」という。)をその利子の支払をする者に対し(その利子の交付が、当該保管支払取扱者が保管の再委託をしている他の支払の取扱者を通じて行われる場合には、当該他の支払の取扱者を経由してその利子の支払をする者に対し)通知をし、かつ、その利子の支払をする者が、その利子の支払を行う際その利子の支払を受けるべき者に関する事項その他の大蔵省令で定める事項を記載した書類(当該保管支払取扱者から通知をされた利子受領者情報に基づき記載されたものに限る。第九項及び第十四項において「利子受領者確認書」という。)を作成し、これをその支払をする者の当該利子に係る所得税法第十七條の規定による納税地(同法第十八條第二項の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地)の所轄税務署長に提出したときは、当該非居住者又は外国法人は、その支払を受けるべき利子につき第四項の規定による非課税適用申告書の提出をしたものとみなす。

一 当該利子の支払を受けるべき者がすべて非居住者又は外国法人である場合 その旨
二 当該利子の支払を受けるべき者に居住者又は内国法人が含まれている場合 当該利子の支払を受けるべき者のうち非居住者又は外国法人がその支払を受けるべき金額

8 第四項本文及び前二項の規定は、金融機関又は証券業者で政令で定めるもの(内国法人に限る。次項において「国内金融機関等」という。)が平成十年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に発行された一般民間国外債の利子(第三條の三第三項又は第六項の規定の適用があるものを除く。)の支払を受ける場合について準用する。この場合において、第四項本文中「国外にある住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所」とあるのは「本店又は主たる事務所」と、前項各号中「非居住者又は外国法人」とあるのは「非居住者若しくは外国法人又は次項に規定する国内金融機関等」と、「内国法人」とあるのは「内国法人(次項に規定する国内金融機関等を除く。)」と読み替へるものとする。

9 第七項に規定する特定民間国外債とは、次に掲げる要件を満たしている一般民間国外債という。

一 当該一般民間国外債の発行をする者が締結する引受契約等(債券の発行に係る引受け、募集又は売出しの取扱いその他これらに準ずるもの(以下この号において「引受け等」という。))に関する契約をいう。に、当該一般民間国外債の引受け等を行う者は、当該一般民間国外債を居住者及び内国法人(国内金融機関等を除く。)に対して当該引受契約等に基づく募集又は売出し、募集又は売出しの取扱いその他これらに準ずるものにより取得させ、又は売り付けてはならない旨の定めがあること。

二 当該一般民間国外債の券面及びその発行に係る目録見書に、居住者又は内国法人が当該一般民間国外債の利子の支払を受ける場合(国内金融機関等については、前項において準用する第四項本文及び第六項の規定によりその者による非課税適用申告書の提出がある場合又は前項において準用する第七項の規定により当該一般民間国外債の利子の支払をする者による利子受領者確認書の提出がある場合を除く。)には、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じそれぞれイ又はロに定める金額に係る利子について所得税が課される旨の記載があること。

イ 居住者又は内国法人が支払を受ける場合(ロに掲げる場合を除く。)その支払を受けるべき金額

ロ 第三条の三第六項に規定する公共法人等又は金融機関若しくは証券業者等が同項に規定する国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合(これらの者による同項に規定する申告書の提出がある場合に限る。)その支払を受けるべき金額から同項に規定する政令で定める金額を控除した金額

三 その他政令で定める要件

10 非居住者又は外国法人が、平成十年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に発行さ

れた指定民間国外債につき支払を受ける利子については、所得税を課さない。ただし、当該利子のうち、国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受けるものでその者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、この限りでない。

11 前項に規定する指定民間国外債とは、その国の法令又は慣行により利子の支払の取扱者がその支払を受ける者に関する情報の開示をすることができない国であつてその開示をすることができないことについて国際的にも容認されていると認められるもののうち政令で定める国以下この項において「指定国」という。)において発行された民間国外債であつて、その利子の支払が当該指定国において行われることその他の政令で定める要件を満たしているものをいう。

12 所得税法第二百十二条の規定は、第十項ただし書に規定する利子については、適用しない。

13 前各項の規定は、平成十年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に発行された外貨債(外貨公債の発行に関する法律(昭和三十八年法律第六十三号)第二条第一項及び第四条に規定する外貨債のうち、国外において発行されたものでその利子の支払が国外において行われるものに限る。)の利子について準用する。この場合において、第三項中「第六条第一項(民間国外債等の利子の課税の特例)」とあるのは、「第六

条第十三項(外貨債の利子の課税の特例)において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

14 第三項に定めるもののほか、非課税適用申告書に記載された事項の確認のための手続その他の非課税適用申告書の提出に関する事項、利子受領者情報の通知並びにその通知に係る情報の保存及び管理に関する事項、利子受領者情報の通知があつた場合において当該利子受領者情報に変更がないときにおけるその通知の省略の特例、利子受領者確認書の提出に関する事項、一般民間国外債の利子につき第二項の規定により所得税を徴収された者が確定申告書の提出をする場合に添付すべき書類に関する事項その他第一項、第二項及び第四項から前項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十一条の十三及び第六十八条第一項中「昭和六十年四月一日から平成十年三月三十一日まで」を「平成十年四月一日から平成十二年三月三十一日まで」に改め、「発行された」の下に「第六条第一項に規定する」を加え、「(内国法人が国外において発行した第六条に規定する債券をいう。)でその発行日から最終償還日までの期間が四年以上のものを削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

(民間国外債の利子の非課税等に関する経過措置)

第二条 内国法人がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に発行した改正前の租税特別措置法(以下「旧法」という。)第六条第一項に規定する債券につき支払う同項に規定する利子に係る所得税については、なお従前の例による。

2 非居住者が施行日前に発行された旧法第四十一条の十二に規定する民間国外債につき支払を受ける同条に規定する発行差金に係る所得税については、なお従前の例による。

3 外国法人が施行日前に発行された旧法第六十八条第一項に規定する民間国外債につき支払を受ける同項に規定する利子又は発行差金に係る法人税については、なお従前の例による。

(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律の一部改正)

第三条 国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

2 当分の間、第五条第一項本文の規定にかかわらず、同項に規定する債券等(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の施行地外の地域(以下「国外」という。)において発行されたものでその利子の支払が国外において行われるものに限る。)の利子に係る所得税の課税については、同法及び租税特別措置法(昭和三十

二年法律第二十六号)の定めるところによる。

(国際復興開発銀行等からの外貨の受入に関する特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四条 施行日前に発行された前条の規定による改正前の国際復興開発銀行等からの外貨の受入に関する特別措置に関する法律第五号第一項に規定する債券等の利子に係る所得税については、なお従前の例による。

(外貨公債の発行に関する法律の一部改正)

第五条 外貨公債の発行に関する法律(昭和三十八年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

3 当分の間、第二号第一項本文(第四条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、同項及び第四条に規定する外貨債(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の施行地外の地域(以下「国外」という。)において発行されたものでその利子の支払が国外において行われるものに限る。)の利子に係る所得税の課税については、同法及び租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の定めるところによる。

(外貨公債の発行に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六条 施行日前に発行された前条の規定による

改正前の外貨公債の発行に関する法律第二号第一項及び第四条に規定する外貨債の利子に係る所得税については、なお従前の例による。

理 由

最近における経済の国際化の進展及び外国為替取引の自由化に対応し、非居住者又は外国法人が民間国外債等の利子の支払を受ける場合の非課税制度に關し、一定の手続がとられた場合にはその利子について所得税を課さないこととする等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

租税特別措置法の一部を改正する法律案 (内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における経済の国際化の進展及び外国為替取引の自由化に対応し、民間国外債利子非課税制度の適正化を図るため、平成十年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に発行された民間国外債の利子について、特例措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 非居住者又は外国法人に対する本人確認制度の導入

非居住者又は外国法人が利子を受け取る場合において、次の(一)又は(二)により非課税適用申告書又は利子受領者確認書の提出をしたとき

きは非課税とし、利子支払者による源泉徴収を免除することとする。

(一) 非課税適用申告書の提出による非課税

非居住者又は外国法人が、その利子を受け取る際、その者の氏名、住所等を記載した申告書を、利子支払者を経由して税務署長に提出したとき。

(二) 利子受領者情報の通知及び利子受領者確認書の提出による非課税

非居住者又は外国法人から特定民間国外債(引受契約で、発行の際の居住者及び内国法人への販売が禁止されていること等の一定の要件を満たすものをいう。)の保管の委託を受けている金融機関が、利子受領者に関する情報を利子支払者に通知し、利子支払者が利子受領者確認書を税務署長に提出したとき。

2 指定国で発行された民間国外債の利子に対する特例措置

非居住者又は外国法人が支払を受ける利子のうち、指定国(その国の法令又は慣行により利子受領者に関する情報の開示ができない国)で発行及び利子の支払が行われること等の一定の要件を満たす民間国外債の利子については非課税とし、利子支払者による源泉徴収を免除することとする。

3 その他

(一) 償還期間要件(現行四年以上)を撤廃する

こととする。

(二) 国外で発行される外貨公債についても、本特例措置を準用することとする。

4 施行期日

この法律は、平成十年四月一日から施行することとする。

二 議案の可決理由

本案は、最近における経済の国際化の進展及び外国為替取引の自由化に対応し、民間国外債利子非課税制度の適正化を図るため、平成十年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に発行された民間国外債の利子について、特例措置を講じようとするもので、時宜に適するものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成九年十一月七日

大蔵委員長 村上誠一郎

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(別紙)

租税特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 国外送金等調書の提出制度及び民間国外債の非課税措置に係る本人確認制度の運用に当たつ

ては、外為法の改正による国境を越える資金移動の自由化の趣旨を踏まえつつ、適正・公平な課税が確保されるよう、適切な運用に努めること。

内外資金交流の一層の活発化、外為取引形態の多様化、外為業務の担い手の拡大・多様化等新たな事態の下で、今後、これらの二制度が適切に機能を果しているかどうか注視し、税に対する国民の理解と信頼が損なわれることのないよう、必要に応じ制度の見直しも含め適切な対応に努めること。

二制度の運用に当たっては、金融関係者の事務負担や利用者の便宜にも十分配慮するとともに、費用対効果を考慮に入れつつ、制度が実効性のあるものとなるよう税務当局における執行体制の十分な整備等必要な措置を講じること。

税の捕捉という観点で、プライバシーの問題にも十分考慮しつつ、納税者番号制度についても今後検討すること。

諸外国税制担当者との広範かつ十分な意思疎通に努め、国際的な税制の整合性の観点に配慮し、税制に関する協調を強化すること。

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成九年十月二十一日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

商法及び株式会社の監査等に関する商法の
特例に関する法律の一部を改正する法律

(商法の一部改正)

第一条 商法(明治三十二年法律第四十八号)の二部を次のように改正する。

第四百八十六條第一項中「七年」を「十年」に、「三百万円」を「千万円」に改める。

第四百八十七条、第四百八十九条、第四百九十条第一項、第四百九十一条及び第四百九十二条ノ二中「二百万円」を「五百万円」に改める。

第四百九十三條第一項中「三年」を「五年」に、「百万円」を「五百万円」に改め、同條第二項中「亦前項二同ジ」を「三三三以下ノ懲役又ハ三百万円以下ノ罰金二処ス」に改める。

第四百九十四条第一項中「一年」を「五年」に、
「五十万円」を「五百万円」に改める。

第四百九十六条中「五十万円」を「百万円」に改める。

第四百九十七條第一項中「六月」を「三年」に、「三十万円」を「三百万円」に改め、同条に次の三項を加える。

株主ノ權利ノ行使ニ関シ会社ノ計算ニ於テ第一項ノ利益ヲ自己又ハ第三者ニ供与スルコトヲ同項ニ掲グル者ニ要求シタル者亦同項ニ同ジ

前二項ノ罪ヲ犯シタル者其ノ実行ニ付第一項ニ掲グル者ニ対シ威迫ノ行爲アリタルトキハ五年以下ノ懲役又ハ五百万円以下ノ罰金ニ処ス

前三項ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情狀ニ因リ懲役
及罰金ヲ併科スルコトヲ得

株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部改正)

二条 株式会社の監査等に関する商法の特例に
関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)の一
部を次のように改正する。

第二十八条第一項及び第二項中「三年」を「五年」に、「百万円」を「五百万円」に改める。

第二十九条中「百万円」を「三百万円」に改め
る。

附則

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

理由

最近の社会経済情勢及び株式会社の運営の実態にかんがみ、いわゆる総会屋の根絶を図るとともに株式会社の運営の健全性を確保するため、株式に株式会社について、株主の権利行使に関する利益供与の罪及び利益供与を受ける罪等の法定刑の引上げ、株主の権利行使に関する利益供与の要求罪及び威迫を伴う利益供与の要求罪の新設等の必要の

罰則の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

商法及び株式会社の監査等に関する商法の
特例に関する法律の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近の社会経済情勢及び株式会社の運営の実態にかんがみ、いわゆる総会屋の根絶を図るとともに株式会社の運営の健全性を確保するため、商法等の一部を改正しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1
商法の一部改正

(一) 株主の権利の行使に関する利益供与罪及び利益受供与罪の法定刑を引き上げるとともに、利益供与要求罪並びに威迫を伴う利益受供与罪及び利益供与要求罪を新設し、また、利益供与を受け又はこれを要求した者に対し懲役刑と罰金刑の併科を可能とする。

(二) 会社荒し等に関する贈収賄罪、取締役等の特別背任罪及び取締役等の汚職の罪の法定刑を引き上げること。

（三）その他の罪の罰金刑の上限を引き上げる
こと。

2 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部改正

会計監査人の汚職の罪の法定刑を引き上げること。

3 施行期日

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、いわゆる総会屋の根絶を図るとともに株式会社等の運営の健全性を確保するため、いわゆる総会屋及び取締役等の不正行為に対する罰則を整備しようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。

平成九年十一月七日

法務委員長 笹川 堯

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

〔別紙〕

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

本法の施行に当たっては、政府は次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 企業経営者の株主總會のあり方についての意識改革を徹底して進めるとともに、監査役及び会計監査人による内部チェック機能を充実させ

るべく法的、行政的体制の整備に一層努めること。

二 企業の責任者に対するいわゆる総会屋あるいは暴力団による脅迫や殺傷事件については、当局として、その根絶を期し、徹底的な捜査、検挙を行い、いやくもこれが未解決のまま放置されることのないよう努めること。

三 利益供与要求罪の運用に当たっては、株主権の正当な行使や市民、労働、住民運動を不当に阻害しないようにすること。

四 株主、債権者等の保護並びに企業経営の健全化を図るために、企業がディスクロージャー（企業情報の公開）を十分に行うよう指導に努めること。

平成九年十一月十一日 衆議院会議録第十号

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

平成九年十一月十一日 衆議院会議録第十号

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(第七号の発送は都合により後日となるため、第十号を先に発送しました。)

発行所	
〒一〇五 東京都港区 虎ノ門二丁目二番四号	大蔵省印刷局
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
(本体 送料 別)	本号一部 一〇五円